

# スクールソーシャルワーカー配置事業実施要項

平成 21 年 7 月 3 日 沖縄県教育委員会教育長決裁

平成 28 年 3 月 31 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

## 1 趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、教育相談体制を整備する。

## 2 事業内容

本事業の実施する内容は、次のとおりとする。

- (1) 教育事務所に配置したスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会、学校等に派遣し、児童生徒の置かれている学校、家庭、友人関係、地域等の「環境」に対して、福祉に関する専門的な知識・技能を用いて、市町村関係機関等と連携し課題の解決を図ること。
- (2) スーパーバイザーを教育事務所、教育委員会、学校等に配置し、スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助を実施すること。
- (3) スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるため、研修会等を実施すること。
- (4) スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるとともに、本事業を効果的かつ円滑に実施するため、情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催すること。

## 3 スクールソーシャルワーカーの職務内容

スクールソーシャルワーカーの職務内容は次のとおりとする。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修及び指導（教育実習受け入れ等）

## 4 スクールソーシャルワーカーの任用資格等

スクールソーシャルワーカーは、次の資格等を有する者から任用する。

- (1) スクールソーシャルワーカー
  - ①社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法、昭和 62 年法律第 30 号による資格を有する者）
  - ②精神保健福祉士（精神保健福祉士法平成 9 年法律第 131 号による資格を有する者）
  - ③福祉分野に関して高度な専門的知識及び経験を有し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にある者
- (2) スクールソーシャルワーカーに準ずる者
  - ①福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者
  - ②福祉や教育の分野において、活動経験の実績等がある者

## 5 調査研究

県教育委員会は、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するため、次の事項について調査研究を行う。

- (1) スクールソーシャルワーカーの適切な配置のあり方に関すること。
- (2) 児童生徒が置かれている様々な環境に対するスクールソーシャルワーカーを活用した効果的な働き掛けのあり方に関すること。

- (3) スクールソーシャルワーカーを中核とした関係機関等の効果的な連携のあり方に関する  
こと。
- (4) スクールソーシャルワーカーの参画を得た学校内のチーム体制のあり方に関する  
こと。
- (5) スクールソーシャルワーカーの専門性の向上に関する  
こと。
- (6) スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助ができるスーパーバイザーの  
あり方に関する  
こと。
- (7) その他、スクールソーシャルワーカーを活用した効果的な支援のあり方に関する  
こと。

## 6 スクールソーシャルワーカーの派遣

県教育委員会は、市町村教育委員会の要請に基づき、次の事項を考慮してスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会又は学校に派遣するものとする。

- (1) 生徒指導上の諸問題の対応のために、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、学校全体が一体となった取組体制の充実に努めることができる学校であること。
- (2) スクールソーシャルワーカーの派遣を必要とする地域の実情。

## 7 市町村教育委員会の事務

スクールソーシャルワーカーの派遣を受けた市町村教育委員会は、次の事務を行うものとする。

- (1) スクールソーシャルワーカー配置事業担当指導主事を配置すること。
- (2) 教育事務所にスクールソーシャルワーカーの年間活動計画を提出すること。
- (3) 教育事務所にスクールソーシャルワーカーの勤務状況を報告すること。

## 8 報告書等の提出

スクールソーシャルワーカーを配置された教育事務所の所長は、当該年度の事業が終了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から1か月を経過した日又は沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する日までに、県教育長が定める報告書を提出しなければならない。

## 9 留意事項

派遣を受けた市町村教育委員会は、スクールソーシャルワーカーの活用に際し、スクールカウンセラー、小中アシスト相談員、その他独自に任用している指導員等、関係機関（者）との適切な連携・協力を図るよう配慮する。

## 10 その他

この要項に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

## 附 則

- この要項は、平成28年4月1日から施行する。  
この要項は、令和3年4月1日から施行する。